

## (全部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	金額	期間
1 営業損害 (逸失利益)	51万4027円	自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日
2 精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	45万円	自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日
3 避難費用 (生活費増加費用のうち携帯電話料金増加分)	23万3800円	自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日
合計	119万7827円	

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金119万7827円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払いの未清算仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する未清算の仮払補償金42万7680円を支払済みであることを確認する。

この未清算の仮払補償金42万7680円について、第2項記載の和解金119万7827円と清算する。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目1及び3（いずれも同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認す

る。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月22日

（仲介委員 土井隆）